

福祉施設開設整備事業募集要綱

1.サービスの種類 小規模多機能型居宅介護事業所

2.箇所数 村内に 1 箇所

3.募集整備区分 新設

4.補助対象経費

宮田村地域医療介護総合確保基金事業(介護施設等整備分)補助金交付要綱により、要件の該当により次の補助金が交付されます。

- ①施設整備費補助金
- ②開設準備経費助成

5.サービス開所時期

令和元年 12 月 27 日（金）までに開所

6.募集要件

- ①村内の事業者であること。
- ②現在も福祉事業者として事業を実施しており、事業所として実績があり、村からも評価を得ている事業者であること。
- ③今後継続して事業を実施できる事業者であること。
- ④補助事業として決定した段階（または協議終了）で宮田村税を滞納していないこと。
- ⑤介護保険法及び関連する省令等に定められた指定基準やその他関係法令を満たしていること（または事業開始までに満たすことが確実であること）。
- ⑥建設費や建設諸経費等に要する自己資金に加え、施設の運営収入が確保されるまでの運転資金として、年間事業費の 12 分の 2 以上の相当する額を自己資金もしくは贈与金で確保すること。
- ⑦事業開始時期の要件（令和元年 12 月 27 日）までに、確実に事業開始が可能な事業予定地が確保されていること。また、事業予定地が係争地でないこと。事業予定地を賃借で確保する場合は、定期借地契約でないこと。
- ⑧事業予定地に所有権のほか抵当権等第三者の権利が設定されていないこと、または設定されている場合は、選定後、事前協議終了までの間に抹消される予定であること（既存の高齢者施設を改修し、小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機

能型居宅介護を整備する計画で、既に高齢者施設の整備を目的として抵当権が設定されている場合は、抵当権の設定を可能とする。

7.応募の手続き

別紙申請書を村に募集期間内に提出してください。

8.審査

事業者の選定は、宮田村選定委員会で審査します。

9.公募期間

令和元年5月13日（月）から令和元年5月31日（金）

10.提出先

宮田村 福祉課 福祉係（宮田村すこやか福祉センター内）